

高岡地区広域圏事務組合『ふるさと名人バンク』要綱

1 趣旨

高岡地区広域圏事務組合において認定した『ふるさと名人』（以下「名人」という。）が持つ技を圏域内の住民に広く知らせることを目的とともに、日頃から培われている技を構成市の小・中学校で行われる体験学習や、公民館等で開催される家庭教育学級や市民教室等の各種講座（以下「講座」という。）において、実際にものづくりが体験できるように、『ふるさと名人バンク』を設立し、各団体の受講希望に基づき、登録された人材の積極的な活用を通じて、名人の能力活用を推進し、圏域の新たな人づくりに資することを目的に、名人の派遣を行うものとする。

2 人材バンクへの登録

高岡地区広域圏事務組合のふるさと名人認定事業において『ふるさと名人』に認定された者であり、その本人の同意を得て、あらかじめ登録されている者により行う。

3 名人の派遣

圏域内における小・中学校、地域住民、団体等からの依頼により、「講座」を実施する施設に名人を派遣し、その会場において実践活動を行う。

なお、受講における消耗品、材料費等については実費徴収とする。

4 名人派遣の申し込み

「名人」の派遣を希望する者は、あらかじめ所定の事項を記入した申込書を事務局に提出し、承認を受けることとする。この場合において、派遣に適さないと認められるときは、派遣を行わないことができる。

5 講座の対象者

対象者は、各名人の要望による範囲を対象とする。

6 講座の定員

講座は、名人の講義内容等に応じてあらかじめ定める定員の範囲内で行う。

7 講座開催に必要な用具、備品等

講座開催者と事前の打ち合わせを行い、開催者側で準備する。

8 派遣に伴う保険

派遣事業に伴う事故に関し、あらかじめ傷害保険に加入し、事故が発生した場合の損害補償に対処する。

9 名人への謝礼

名人への謝礼は、1人1講座1回の派遣につき（基準時間は2時間程度）10,000円とし、高岡地区広域圏事務組合が負担する。

なお、2回以上の派遣を希望する場合は、原則、各開催者において謝礼の負担を行うものとする。

10 その他

上記に掲げる事項のほか、派遣に関し必要なことは事務局において別に定める。

附則 この要綱は、平成18年6月20日から施行する。

「ふるさと名人バンク」講師派遣申請書

平成 年 月 日

高岡地区広域圏事務組合
理事長 高橋 正樹 様

申請団体名

代表者住所

代表者名

連絡先 ☎

下記のとおり、ふるさと名人の派遣をお願いしたいので、申請いたします。

記

1 派遣日時 平成 年 月 日 ()
午前：午後 時～

2 派遣場所

3 講座名

4 受講者名

5 対象者 小学生 中学生 高・大学生 大人
(該当に○を付けてください)